

提出書類整理表

登録を希望する全ての方が必須

(建設工事)		確認欄		
提出書類	注意事項	市内 準市内	県内	準県内 県外
フラットファイル	表紙・背表紙に業者名を記載	水色	黄色	黄色
①提出書類整理表	提出書類の確認			
②競争参加資格審査申請書【指定様式1】	新規・更新の区分 申請日 フリガナ			
③経営規模等評価結果通知書総合評定値 通知書(写)	最新のもの			
④建設業許可証明書又は許可通知書 (写) ※	許可更新中の場合は通知書など証明出来る物			
⑤納税証明書(写) ※ (未納がないことを証するもの)	国税に未納がない証明			
	都道府県税に未納がない証明			
	市税に未納がない証明			
⑥建設業退職金共済組合等加入証明書 (写し)	中退共でも可			
⑦商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) (写) ※	法人のみ添付			
⑧工事経歴書 【指定様式2】	希望業種ごとに直前2年間作成 独自様式可			
⑨誓約書 【指定様式3】 誓約書の添付書類	本社(本店)について記載			
⑩返信用封筒	長形3号 110円切手を貼付し宛先を記載したもの(持参、郵送に関わらず必要です。)			

※3か月以内に発行されたもの

この整理表にてチェックの上、①～⑨についてはフラットファイルに綴じ込み、上記以外の書類は綴じないこと

⑩返信用封筒についてはフラットファイルに綴じこまないこと。

持参の場合は外れないようにダブルクリップ等で挟み、郵送等の場合は同封してください。

問い合わせ先

〒523-8501

近江八幡市桜宮町 236 番地

近江八幡市総務部管財契約課

電 話 0748-33-3111 内線 416, 421

0748-36-5557 (直通)

指定様式 1

1. ☒ 新規 ☐ 更新

競争参加資格審査申請書（建設工事）

近江八幡市長 様

申請日 令和 年 月 日

近江八幡市で行われる 新庁舎電話設備整備及びスマートフォン導入等業務 に係る公募型プロポーザルに参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと及び地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しないことを誓約します。

また、建設業法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他関係法令を遵守することを誓約し、万一、虚偽記載又はそれに類する事項が認められた場合には、競争参加資格の取消、入札参加停止及び指名停止等の措置を受けても異議ありません。

2. 申請者

〒

フリガナ

所在地

フリガナ

商号又は名称

代表者 職

フリガナ

氏 名

電 話 番 号 （ ）

F A X 番 号 （ ）

（本店以外で登録する場合は、下記に記入してください。）

3. 委任先（受任者）

〒

フリガナ

所在地

フリガナ

商号又は名称

代表者 職

フリガナ

氏 名

電 話 番 号 （ ）

F A X 番 号 （ ）

（委任事項） 下記のすべての事項について委任します。

1. 見積、入札に関する件 2. 契約締結に関する件 3. 契約金・保証金の請求、受領に関する件
4. 復代理人の選出・解任に関する件 5. その他契約履行に関する件

4. 入札参加希望業種

第 1 希 望

電気設備工事

第 2 希 望

—

第 3 希 望

—

5. 担当者氏名及び連絡先記入欄

所 属 部 課 :

ふ り が な
担当者氏名 :

電 話 番 号 :

工 事 經 歷 書

建設工事の種類

工事

[illegible]

指定様式 3

誓 約 書

令和 年 月 日

近江八幡市長 様

事業所所在地.....

(ふりがな)

商号又は名称.....

(ふりがな)

代表者職氏名.....実印※

生年月日 年 月 日

※本人の署名の場合は押印不要

私は、近江八幡市が近江八幡市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札及び契約などから排除していることを認識したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、近江八幡市から下記の事項を確認するため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出すると共に、近江八幡警察署に役員等を照会することについて承諾します。

記

- 1 自社又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - (3) 自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 前項の第2号から第6号までの者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人事業者ではありません